新石垣空港(南ぬ島石垣空港)駐車場への無料駐車時間設定に関する意見書

沖縄県内には、国が設置し管理を行う、空港法で定められた拠点空港である那覇空港と、県が設置・管理を行う、地方管理空港である新石垣空港を含む、その他 12 の空港が設置されている。

県内各空港には駐車場が整備されているが、有料となっている駐車場は那覇空港、宮 古空港、新石垣空港のみである。

那覇空港では、駐車場入庫後30分以内の出庫は無料とする無料時間を設定しており、 空港利用者の送迎等の一時利用の負担軽減となっているため、沖縄県内において、空港 の中心的な利用者である、地元住民の宮古島市民・石垣市民は他の地域の沖縄県民と比 べて過度な負担を強いられている状況である。

このことは、新石垣空港ターミナルビル前の混雑を引き起こす一因ともなっており、ターミナルビル前の道路は降車専用となっているにもかかわらず、駐車場が有料であるため、負担を抑えるために当該道路で送迎の乗車が行われており二重駐停車が発生するなどし、交通事故の危険性が常にある状況である。

よって当市議会は、県内において石垣市民への不公平の解消と利便性向上及びターミナルビル前道路の安全性確保のためにも、那覇空港同様に新石垣空港駐車場利用の無料時間の速やかな設定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

石垣市議会

宛先 沖縄県知事、沖縄県議会議長、地元選出県議会議員